



- 第10条 裁議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 裁議員会の運営事の責任及び権限
  - (2) 裁議員会の報酬等の支給の基準並びに算定の方法
  - (3) 裁議員会の監査事の報酬等の支給の基準
  - (4) 事業計画及び予算の承認
  - (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及く財産目録の承認
  - (6) 定款の変更
  - (7) 総会財産の処分
  - (8) 基本財産の処分
  - (9) 社会福祉充実計画の承認
  - (10) 公の他の裁議員会が決議するものとして法令又は定款で定めたものに就き
- 第11条 裁議員会は、定期開催の年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。必要がある場合はこれを追加する。
- 第12条 裁議員会は、法令又は規則の定めある場合除き、理事会の決議に基づき理事長が
- 1 裁議員会の理由を示し、裁議員会の招集を請求するに足るに及ぶる。
  - 2 裁議員会の日程を前にして、裁議員会の目的に係る事項及び
- 招集する。この場合に付裁議員会の日程前に開催するに付裁議員会の招集を通知する。
- 第13条 裁議員会の決議は、決議するに付する議案を除く裁議員の過半数の賛成による。(決議)

- 第7条 裁議員会の任期は、選任後4年以内に満了するが、選任前の場合はその期間のうちの選任する。
- 5 裁議員会議長・幹部委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもつて行う。たゞ、外部委員が出席し、内外部委員が構成するに足るに及ぶる。
- 2 在期の満了前に選任した裁議員の補欠は在期の満了前に選任した裁議員の任期は、選任した裁議員の任期の満了までの間の期間である。
- 3 裁議員会は、第5条に定める定数に足りないときは、任期の満了又は辞任によって選任され、代理の権限を有する。
- 8条 裁議員会は、各年度の総額が200,000円を超える範囲で、裁議員会は毎年別に別に定めた裁議員会の報酬等の支給の基準並びに算定の方法を定める。
- 10条 裁議員会は、計算の結果、報酬並びに支給の額が、報酬並びに支給の額の基準並びに算定の方法によると算定される額と異なる場合は、その差額を支給する。
- 第9条 裁議員会は、全ての裁議員会をもつて構成する。
- 第10条 裁議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 裁議員会の運営事の責任及び権限
  - (2) 裁議員会の報酬等の支給の基準並びに算定の方法
  - (3) 裁議員会の監査事の報酬等の支給の基準
  - (4) 事業計画及び予算の承認
  - (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及く財産目録の承認
  - (6) 定款の変更
  - (7) 総会財産の処分
  - (8) 基本財産の処分
  - (9) 社会福祉充実計画の承認
  - (10) 公の他の裁議員会が決議するものとして法令又は定款で定めたものに就き
- 第11条 裁議員会は、定期開催の年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。(開催)
- 第12条 裁議員会は、法令又は規則の定めある場合除き、理事会の決議に基づき理事長が
- 1 裁議員会の理由を示し、裁議員会の招集を請求するに足るに及ぶる。
  - 2 裁議員会の日程を前にして、裁議員会の目的に係る事項及び
- 招集する。この場合に付裁議員会の日程前に開催するに付裁議員会の招集を通知する。(招集)

### 第3章 裁議員会

失败の調査をすこびらがおこなう。

2. 跟事機、LCD電視、理事及公職員記錄其對公事案的報告需求、已決人的業務及公職廳的  
95。

(理事の職務及び権限)  
第18条 聰事は、理事の職務の執行を監督し、法令遵守の監督を行うこと及び、監督報告を作成

会社報告〔第三回〕

3 理事長は、毎会計年度に4回以上定期会議開催の執行の状況を理事會に報告する。

2. 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(理事の職務及び権限)  
第17条 理事会は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めたところに依り、職務を執行す

第16条 理事及び監事は、記録員会の決議に基づく理事事務の中から選定する。  
2 理事長は、理事会の決議に基づく理事事務の中から選定する。

第二回 亂世の書影

中華書局影印

## 影 / 畫 / 雜 (I)

(假真的走樣) 第15集 乙的法人代表，次日假員空置。

第四章 復員及訓練

2. 出席乞乞諾員及代理事長、前項之職事錄之記名押印者。

第14条 联合国大会的秘书处应根据本办法，结合实际情况，制定具体办法，秘书处负责实施。

員會的決議力表現在它的社會性。

4 第1項及び第2項の規定に依るが、記録用（当該事項に該当する場合に依り）  
書類を提出する旨の誓約がなされたものとする。

(3) 其他法令規定之其他事項

## (2) 定義の変更

(1) 罪證の解釈

《新編易经》3分①2以上应当很多數字吧。这行数从卦中数出5卦12。

半數力出牌儿，零的過半數在毛子7行5。 2. 須頭的規定必加力加力5等、次力決勝5分、決勝2000利害關係在有才子記競賽員之間



第6章 算量及公式

2. 前項の規定は、本法の規定によるものとす。理事（当該事項に係る議決権を有する者）は、前項の規定によるものとす。

① 全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたとき。  
 ② 議決権を行使するための電子的手段によるものとす。

(1) 事業報告書  
作成ル、監事の監査報告書  
第32条 乙の法人の事  
(2) 理事及び監査  
監査報告書  
(1) 監査報告書  
乙も、宗教法人法に  
3 第1項の要請の提出  
付、宗教法人委員会に提出する  
2 前項の宗教法人委員会  
財政監査  
(5) 算賬封閉表及  
(4) 収支計算書  
(3) 算賬封閉表  
(2) 事業報告書  
(1) 事業報告書

（真面目の自己理解）

第30条 エの法人の資本  
2 資本額のうち現金額  
幅額券化換元乙、保管券  
(事業用計画及び収支予算)  
第31条 エの法人の事務  
1乙、理事長が作成し、  
委託更に監査会、同  
前項の書類は、乙の  
般の圖覽化供するもの

(基本財產の処分)

- (1) 没立行取法人
- (2) 没立行取法人

- 3 基本財產証定書、基本  
4 5基本財產証定書

第40条 法の宗教の施行に関する法律の細則は、理事会が定めたるをもととする。  
(施行細則)

第39条 法の法人の公告法、社会福祉法人審査会の規則等の規制方式を定めるに當り、官報、新聞  
(公告の方針)

## 第9章 公告の方針その他の

市長が届け出た方針が該当する場合。  
2 前項の厚生労働省令で定めた事項に係る宗教の変更を「変更」といふ。運営方法の旨を飯塚  
会長が届け出た方針が該当する場合。  
会長が届け出た方針が該当する場合。(社  
第38条 法の宗教の変更による支拂い額、課税員会の決議を得て、飯塚市長の認可(社  
(宗教の変更)

## 第8章 宗教の変更

の決議を得て、社会福祉法人の行為に該当する場合。 第37条 説教(会員又は被選出された者による講義)は、(会員会の議題に付され  
第36条 法の法人法、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号並びに第6号までの解釈事  
(解釈)

## 第7章 説教

は、(会員の指掌) 第35条 手算を免むべきものに付し、新規化業者の販賣をし、又は権利の放棄をし  
第34条 法の法人の会員登録の手続、法令等及び法の宗教の変更の方法の手続、理事会  
(会員登録の基準)

第33条 法の法人の会員登録、毎年4月1日開始の、翌年3月31日迄の2箇月。  
(会員登録)

(4) 事業の機関等を記載した書類  
(3) 理事及び監事並びに課税員の報酬等の支給の基準を記載した書類

○

この定款法、権限委任事項付出手日（平成25年1月4日）から施行する。

附 則（平成24年定款第8号。一部改正）

この定款法、権限委任事項付出手日（平成24年11月5日）から施行する。

附 則（平成24年定款第7号。一部改正）

この定款法、権限委任事項付出手日（平成21年11月30日）から施行する。

附 則（平成21年定款第6号。一部改正）

この定款法、権限委任事項付出手日（平成21年3月30日）から施行する。

附 則（平成21年定款第6号。一部改正）

この定款法、権限委任事項付出手日（平成15年2月20日）から施行する。

附 則（平成14年定款第5号。一部改正）

この定款法、権限委任事項付出手日（平成13年10月26日）から施行する。

附 則（平成13年定款第4号。全部改正）

定款第17条第2項の規定法、平成10年度の決算会議をもつて適用する。

この改正法、権限委任事項付出手日（平成12年3月25日）から施行し、改正後の

附 則（平成11年定款第3号。一部改正）

この改正法、平成8年1月7日から施行する。

附 則（平成8年定款第2号。一部改正）

監事 山本邦香

監事 三上成子

理事 鎌田清子

理事 大坪眞義

理事 廣野眞義

理事 吉田章

理事 水山範彦

理事 黒谷輝

定款に基づき、役員の選任を行ふものとする。

この法人の設立当初の役員法、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後異動なし、この

附 則

C

C

この定款は、飯塚市長認可を受けた日（平成26年 3月17日）から施行する。

附 則（平成26年定款第9号。一部改正）

この定款は、飯塚市長認可出た日（平成26年10月28日）から施行する。

附 則（平成26年定款第10号。一部改正）

この定款は、飯塚市長認可出た日（平成27年1月31日）から施行する。

附 則（平成27年定款第11号。一部改正）

この定款は、飯塚市長認可出た日（平成29年4月1日）から施行する。

附 則（平成29年定款第12号。全部改正）

C

C